

静岡県告示第650号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、気田川漁業協同組合（内共第25号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
気田川漁業協同組合 浜松市天竜区春野町堀ノ内1010-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和2年9月9日

別表

改正前				改正後			
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁料の納付は、組合が指定する遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、(1)の場合、中学生以下は無料、身体障害者福祉法上の身体障害者及び満70歳以上の者は2分の1の額とする。なお、(1)の場合、漁場において漁場監視員に納付する場合には、その額に1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 遊漁の場合</p>				<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁料の納付は、組合が指定する遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、(1)の場合、中学生以下は無料、身体障害者福祉法上の身体障害者は2分の1の額とする。なお、(1)の場合、漁場において漁場監視員に納付する場合には、その額に1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) 遊漁の場合</p>			
魚種	区域	遊漁料		魚種	区域	遊漁料	
		1日	1年			1日	1年
あゆ	全区域	1,500	7,000	あゆ	全区域	1,500	7,000
にじます	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域	3,000	—	にじます	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域	3,000	—
	上記以外の区域	1,500	7,000		上記以外の区域	1,500	7,000
あまご	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域及び中山川、松沢堰堤上流端から上流の区域	3,000	—	あまご	熊切川、敷原堰堤上流端から上流の区域及び中山川、松沢堰堤上流端から上流の区域	3,000	—
	上記以外の区域	1,500	7,000		上記以外の区域	1,500	7,000
うなぎ	全区域	500	—	うなぎ	全区域	500	—
うぐい	全区域	500	—	うぐい	全区域	500	—
おいかわ	全区域	500	—	おいかわ	全区域	500	—
(2) (略)				(2) (略)			

附 則

この規則は、令和2年9月9日から施行する。